

独立監査人の監査報告書

平成 24 年 6 月 15 日

国立大学法人 広島大学
学 長 浅 原 利 正 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

曾 田 正 志

指定有限責任社員

十 世 山 本

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

矢 野 真 紀

<財務諸表監査>

と、つ。ア、第10条の規定に基づき、国立大学法人広島大学の平成24年4月1日から平成24年3月31日までの第8期事業年度の利益の処分に関する書類(案)を除く財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書(関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。以下同じ。)について監査を行った。

財務諸表に対する学長の責任

学長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。以下同じ。)を作成し、適正に反映し、適正に示すことにある。学長がその責任を負う。監査人は、

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる

内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、

関連する内部統制を検討する。また、監査には、学長が採用した会計方針及びその適用方法並びに学長による行われを見積りの取扱いを含む入体としての財務諸表の作成に

もたらす学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認め

違法行為の有無について意見を述べたものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して、国立大学法人広島大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フロー

〇監査人は、平均通則法第〇〇条の規定に基づき、国立八字法人八島大字の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第7期事業年度の利益の処分に關する書類（案）を

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分に關する書類（案）が法令に適合して作成されているか及び決算報告書が平均通則法に従って決算の状況を正しく示しているかに關して、独立の立場から意見を表明することにある。

平均通則法が要求する利益の処分に關する書類（案）及び決算報告書に対する監査意見

(1) 利益の処分に關する書類（案）は、法人は法人として、

（2）決算報告書は、平均通則法第〇〇条の規定に基づき、平均通則法が要求する書類（案）に關する部分に關して監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に關する部分に關して、当監査法人は、第7期事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち第6期事業年度以前の会計に關する部分は、前任会計監査人の監査を受けた財務諸表に基づき記載されている。

事業報告書に対する報告

利害關係

国立八字大と当監査法人は業務執行費の徴収に、公認会計士法の規定に基づき記載

以上